○農林水産省告示第八十六号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十六条第二項の規定により、次のように保安林の指定を解除する。

平成二十三年一月十二日

農林水産大臣　鹿野　道彦

一　㈠　解除に係る保安林の所在場所　鹿児島県垂水市（国有林。次の図に示す部分に限る。）

㈡　保安林として指定された目的　水源のかん養

㈢　解除の理由　道路用地とするため

二　㈠　解除に係る保安林の所在場所　鹿児島県垂水市（国有林。次の図に示す部分に限る。）

㈡　保安林として指定された目的　土砂の流出の防備

㈢　解除の理由　道路用地とするため

（「次の図」は、省略し、その図面を鹿児島県垂水市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第八十七号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十六条第二項の規定により、次のように保安林の指定を解除する。

平成二十三年一月十二日

農林水産大臣　鹿野　道彦

一　解除に係る保安林の所在場所　鹿児島県肝属郡錦江町（国有林。次の図に示す部分に限る。）

二　保安林として指定された目的　水源のかん養

三　解除の理由　道路用地とするため

（「次の図」は、省略し、その図面を鹿児島県庁及び錦江町役場に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第八十八号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十六条第二項の規定により、次のように保安林の指定を解除する。

平成二十三年一月十二日

農林水産大臣　鹿野　道彦

一　解除に係る保安林の所在場所　鹿児島県薩摩郡さつま町神子字建山二四七五の三、二四七五の四、二四七五の五（次の図に示す部分に限る。）、二四七五の六

二　保安林として指定された目的　水源のかん養

三　解除の理由　道路用地とするため

（「次の図」は、省略し、その図面を鹿児島県庁及びさつま町役場に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第八十九号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十六条第二項の規定により、次のように保安林の指定を解除する。

平成二十三年一月十二日

農林水産大臣　鹿野　道彦

一　解除に係る保安林の所在場所　鹿児島県志布志市有明町伊崎田字山涯八一六六の一

二　保安林として指定された目的　土砂の流出の防備

三　解除の理由　道路用地とするため

○農林水産省告示第九十号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十六条第二項の規定により、次のように保安林の指定を解除する。

平成二十三年一月十二日

農林水産大臣　鹿野　道彦

一　解除に係る保安林の所在場所　鹿児島県薩摩郡さつま町泊野字長尾六一九三の九・六二二一の一二・六二二六の二・六二二七の四（以上四筆国有林）、六二三三の四（国有林。次の図に示す部分に限る。）、六二三三の二一・字竹八重六二五九の五七（以上二筆国有林）

二　保安林として指定された目的　水源のかん養

三　解除の理由　道路用地とするため

（「次の図」は、省略し、その図面を鹿児島県庁及びさつま町役場に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第九十一号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十六条第二項の規定により、次のように保安林の指定を解除する。

平成二十三年一月十二日

農林水産大臣　鹿野　道彦

一　解除に係る保安林の所在場所　鹿児島県薩摩郡さつま町泊野字後牟田五六四〇の二（国有林）、五六四一の一（次の図に示す部分に限る。）、字長尾六二三三の四（国有林。次の図に示す部分に限る。）、六二三三の二二一（国有林）、字竹八重六二五九の一（次の図に示す部分に限る。）、六二五九の四一・六二五九の四二・六二五九の四四・六二五九の四五・六二五九の四七・六二五九の四九・六二五九の五一・六二五九の五三・六二五九の五五・六二五九の五六・六二八〇の二・字梅ヶ迫六四一四の二・六四一七の四・六四二〇の二（以上十四筆国有林）、六四二一の一（次の図に示す部分に限る。）、六四二一の三・六四三四の四・六四四〇の二・六四四〇の五・六四四の二（以上五筆国有林）

二　保安林として指定された目的　水源のかん養

三　解除の理由　道路用地とするため

（「次の図」は、省略し、その図面を鹿児島県庁及びさつま町役場に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第九十二号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十六条第二項の規定により、次のように保安林の指定を解除する。

平成二十三年一月十二日

農林水産大臣　鹿野　道彦

一　解除に係る保安林の所在場所　福井県大野市（国有林。次の図に示す部分に限る。）

二　保安林として指定された目的　水源のかん養

三　解除の理由　道路用地とするため

（「次の図」は、省略し、その図面を福井県庁及び大野市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第九十三号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十六条第二項の規定により、次のように保安林の指定を解除する。

平成二十三年一月十二日

農林水産大臣　鹿野　道彦

一　解除に係る保安林の所在場所　北海道網走郡津別町字最上八五の一（次の図に示す部分に限る。）

二　保安林として指定された目的　水源のかん養

三　解除の理由　道路用地とするため

（「次の図」は、省略し、その図面を北海道庁及び津別町役場に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第九十四号

農山漁村滞在型余暇活動のための基盤整備の促進に関する法律（平成六年法律第四十六号）第二十三条の規定に基づき、財団法人都市農山漁村交流活性化機構から登録実施事務を行う事務所の所在地について、次のように変更する旨の届出があったので、同法第三十一条第二号の規定に基づき公示する。

平成二十三年一月十二日

農林水産大臣　鹿野　道彦

一　事務所の所在地の変更

変更前	東京都中央区八重洲一丁目五番三号
変更後	東京都千代田区神田東松下町四十五番地

二　変更する年月日　平成二十二年一月二十五日

○特許庁告示第一号

工業所有権に関する手続等の特例に関する法律（平成二年法律第三十号）第三十七条の規定に基づき次のとおり登録を行ったので、同法第三十九条において準用する同法第三十四条の規定に基づき公示する。

平成二十三年一月十二日

特許庁長官　岩井　良行

登録番号	登録年月日	登録を受けた者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名	登録を受けた者が調査業務を行う区分の名称	登録を受けた者が調査業務を行う事業所の名称及び所在地
第二十号	平成二十二年十二月二十八日	株式会社サムライネットワーク 東京都新宿区新小川町5番5号 代表取締役　西澤　紘一	三十二　先行技術調査（インターフェース）	株式会社サムライネットワーク 東京都新宿区新小川町5番5号サンケンビル

○国土交通省告示第二十三号

独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構において次のように道路の区域を変更したので、高速自動車国道法（昭和三十二年法律第七十九号）第七条第一項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十三年一月十二日から三十日間国土交通省近畿地方整備局において一般の縦覧に供する。

平成二十三年一月十二日

国土交通大臣　馬淵　澄夫